



おきぎん 事業承継セミナー

① 沖縄銀行

The Bank of Okinawa, Ltd

**2018年
8月****14:00～16:00**那覇・浦添2会場
にて開催!!

【全会場共通】 14:00～16:00(13:30より受付)

開催場所	日時	会場	
浦添市	8月7日(火)	P'sSQUARE(ピーススクエア)5階会議室	浦添市西原2-4-1
那覇市	8月14日(火)	産業支援センター1階ホール	那覇市字小禄1831番地1

[講師] 税理士法人エヌズ 代表社員・税理士 野原 雅彦 様

セミナー内容

大きく変わる事業承継!! 「事業承継税制」改正について

平成30年度税制改正において、事業承継時の贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」が大きく改正され、10年間限定の特例措置が設けられました。今回の改正では、雇用要件の緩和をはじめ、対象株式割合の制限撤廃、複数対象者への適用、相続税の猶予割合100%等、これまでの要件や対象などが大幅に緩和されました。本セミナーでは、税制改正のメリットを受ける条件や、大幅減免のメリット・デメリットについて説明致します。また、最新の事業承継事例(M&A・従業員承継等)についても詳しく解説致します!!

《事業承継税制改正のポイント》

事業承継時の
納税がゼロ!!10年間の
特例措置
H30年1月～H39年12月納税猶予の
対象株式
100%複数人への
承継が可能雇用維持
要件緩和承継計画が必要
(認定支援機関
の関与が必修)

《セミナー内容》

- ・**画期的でも万能ではない!!** 特例事業承継税制の概要と留意点
- ・特例事業承継税制の適用を受けるための要件
- ・特例事業承継税制と併せて行うべき対策とは!!
- ・最新の事業承継事例(M&A・従業員承継等)
- ・個別相談(要予約)

お申込み方法は裏面をご覧ください。

おきぎん事業承継セミナー

開催場所	日時	会場	
浦添市	8月7日(火)	P's SQUARE(ピーススクエア)5階会議室	浦添市西原2-4-1
那覇市	8月14日(火)	産業支援センター1階ホール	那覇市字小禄1831番地1

【開催時間】 14:00～16:00 (13:30より受付)

お申込み

FAXまたはメールにてお申込み下さい。

FAX 098-860-4899

メール sien01@okinawa-bank.co.jp

参加会場	<input type="checkbox"/> 浦添市 : 8/7 (火) <input type="checkbox"/> 那覇市 : 8/14 (火)		
貴社名			
部署・お役職		ご参加者名	様他__名
住所	〒□□□-□□□□		
電話番号	<input type="checkbox"/> 携帯電話		<input type="checkbox"/> 会社
メール	@		
ご関心があるものを選択して下さい。	<input type="checkbox"/> 事業承継について考えたい <input type="checkbox"/> 自社の譲渡を考えたい <input type="checkbox"/> 他社の買収を考えたい		
無料個別相談について	<input type="checkbox"/> 個別相談を申し込む。		

【個人情報の取り扱いについて】

※個人情報の取り扱いにつきまして、本申込書にご記入いただきました個人情報は、申込みに関する受付管理事務等に利用致します。その他の利用でご迷惑をお掛けすることはありません。

備考欄: 沖縄銀行

■お問合せ先■

沖縄銀行 法人事業部 地域活性化グループ
「事業承継セミナー事務局」

【担当: 糸村】

T E L 098-869-1266 F A X 098-860-4899

